

徳島県がん検診受診促進プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

徳島県がん検診受診促進プロモーション業務

2 業務目的

がんは、早期発見・早期治療により生存率が高まるとともに、医療費抑制効果が期待できるが、国保をはじめ本県のがん検診受診率は低い。がんの早期発見・早期治療につなげるため、働き世代や無関心層へアプローチし、検診のきっかけづくりに取り組む必要がある。

そこで、がん検診受診促進プロモーションに係るビジュアルデザイン及び動画を制作し、地元TVやデジタル広告等を活用することにより、時間帯・世代を問わず、働き世代や無関心層も含めたアプローチを実施し、がん検診の受診率向上を目指す。

【参考】

○徳島県におけるがん検診受診率（令和4年国民生活基礎調査）※（ ）は全国順位

「胃がん」45.0%（39位）、「大腸がん」40.5%（41位）、「肺がん」46.6%（37位）

「乳がん」43.3%（37位）、「子宮頸がん」41.1%（36位）

○がんを早く見つけるために～徳島県のがん対策関連情報～（徳島県ホームページ）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kenko/2007072500016/>

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 委託料

9,500,000円（税込み）以内

※ただし広告放映費（15秒CM）は650万円以上とする。

（広告放映費の内訳）

- ・2か月間程度のYouTube等インターネット広告の放映（エリア指定：徳島県）
- ・1か月程度の四国放送放映費（発注者が指定する放送枠 約150万円を予定）

5 業務内容

本業務は次のとおりとする。

(1) キャッチコピー及びロゴマークの制作

ア 次の要件を満たすこと。

- ・がん検診受診促進をPRすることがコンセプトになっていること。
- ・キャッチコピーは端的でわかりやすい表現となっており、キャッチコピー単体で活用できるデザインのほか、ロゴマークと組み合わせた一体的なデザインとして、様々な活用ができること。
- ・ポスター、チラシや印刷物等に掲示することを想定し、目に留まりやすく印象に残る

デザインとなっていること。

- ・徳島県オリジナルのデザインとなっていること。
- ・描画ソフトにより作成されたもので、デザインは拡大・縮小しても使用可能なものとなっていること。（手描きは不可）
- ・色彩は自由。ただし、単色刷でも識別が可能なデザイン及び配色であること。

イ 制作上の留意点

- ・キャッチコピー及びロゴマークはすべて未発表で、オリジナル作品であること。
- ・キャッチコピー及びロゴマークに修正・追加を加える場合があるため、その作業費用も考慮すること。また、その場合において受注者は著作権法第20条に規定する同一性保持の行使は行わないこと。

(2) ポスター及び啓発ツールのデザイン

- 5(1)で制作したキャッチコピー及びロゴマークを用いて作成すること。
- 作成する内容は「6 成果品」を参照すること。

(3) がん検診受診促進プロモーション動画の企画・制作（15秒CM ver.・SNS ver.）

ア ターゲット、コンセプト等

- ・動画のターゲットは20歳以上の男女とし、特に働き世代の30代～50代やその家族をメインターゲットとする。
- ・動画をきっかけに、がん検診受診率が2倍になるような、興味・関心を引き訴求力の高いものであること。ただし、過度に不安を煽るような内容であってはならない。

イ 制作上の留意点

- ・動画は、本業務において制作するキャッチコピー及びロゴマークを使用すること。
- ・基本的には映像のみでも内容が伝わるものとするが、障がいのある人への配慮として必要であれば字幕をつけること。
- ・動画の使用年限が限定される内容ではないこと。
- ・コンテンツに記載の法律的根拠については、受注者において法的専門家に確認する等の手法で担保すること。
- ・台詞等において、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など啓発動画としてふさわしくない内容を盛り込まないよう配慮すること。
- ・動画に「徳島県」という表示を入れること。

6 成果品

成果物	内容	納品データ	納期目安
①キャッチコピー及びロゴマーク画像データ	カラー展開3種類（カラー、グレースケール、白黒）	ai、jpeg、gif、png、PDFデータ	令和7年8月下旬
②ポスターデザインデータ	A1サイズ1種類	ai、jpeg、gif、png、PDFデータ	令和7年9月

③リーフレット デザインデータ	ポスターデザインを 元に制作、県提供統 計データ等を使用。 A4サイズ二つ折り1 種類	ai、jpeg、gif、png 、PDFデータ	令和7年9月
④のぼりデザイ ンデータ	ポスターデザインを 元に制作。 サイズ1800mm×600mm	ai、jpeg、gif、png 、PDFデータ	令和7年9月
⑤動画データ	CM ver.（15秒） SNS ver.（1分～ 3分程度） 計2本を必須とする。 ※成果品は必要に応 じて編集及び加工し 使用することがある。 ※発注者と協議の上、 予算の範囲内で追加 制作を依頼すること がある。	YouTube やホームペ ージで再生可能かつ 編集が可能なもの （MP4、WMV、AVI 等） ただし、放送局納品 用はテレビCM素材 搬入基準【2023年2 月改訂版】（URL： https://www.j- ba.or.jp/category/ references/jba1008 05 ）を満たすフォー マットとする	CMについては令和 7年9月上旬頃が望 ましい。 SNS ver. は遅くと も 令和7年10月下旬 までとする。
⑥放映実績	放映先 ・四国放送（発注者の 指定する放送枠） ・YouTube 等インター ネット広告（エリア 指定：徳島県） 放映時期 ・がん征圧月間（令和 7年9月）及び市町 村におけるがん検 診終了前月（令和7 年11月）を含む期 間 ※放映期間、時間帯、 回数等については、 発注者と協議の上 決定すること。	放映回数及び視聴率 （あれば）	令和8年1月末まで
⑦完了報告	完了報告書		令和8年2月28日

※上記は目安であるため、必要に応じ協議の上、決定する。

※納品場所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県保健福祉部健康寿命推進課 国保運営室

7 業務進行予定及び体制等の策定

- (1) 契約期間内に計画的かつ効率的に進行できる体制を構築し、進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
- (2) 発注者がスケジュールの進捗状況を随時確認可能な体制とし、窓口となる担当者を定めること。

8 業務全体に係る留意点

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 本業務は「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」の実施要綱・実施要領に基づいて行われることに留意すること。
- (3) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合や、委託料の変更等については、速やかに発注者と協議して決定すること。
- (4) 業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できる場合は、発注者と協議し、承認を得ること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、成果物の納品をもって発注者に帰属するものとし、発注者（発注者が指定するものを含む。）は受注者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合発注者は権利留保物について独占的に使用できるものとする。
- (6) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償し、当該紛争における一切を処理しなければならない。
- (7) 受注者は発注者に対し、成果物に関する著作者人格権を一切行使しないものとする。
- (8) 本業務終了後においても発注者が、その保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- (9) 成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- (10) 本業務による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

(11) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。